太田市告示第１１８号

市道路線の区域決定に関する告示

道路法（昭和２７年法律第１８０号）第１８条第１項の規定に基づき市道の区域を次のとおり決定する。

その関係図面は、告示の日から１月間太田市役所都市政策部道路整備課において一般の縦覧に供する。

令和８年１０月１５日

太田市長　　穂　積　昌　信